

■返金制度について

1. 当該被採用者が、就労開始日から3ヶ月以内に、当該被採用者の自己都合に因る退職、重大過失等に因る懲戒解雇となった場合は、下記に定めるところに従い紹介手数料を乙より甲に返金するものとする。

但し、当該被採用者の責に因らない解雇、甲に起因する退職、当該被採用者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他乙の免責が妥当と判断される事由の場合は、この限りではないものとする。

記

- ・ 被採用者が1ヶ月以内に退職した場合、当該紹介手数料の50%を返金
- ・ 被採用者が1ヶ月を超え、3ヶ月以内に退職した場合、当該紹介手数料の25%を返金

別途、個別契約にて返金制度に関して合意した場合は、この限りではない。